

長浜市告示第201号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、長浜市民弓道場使用料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項及び長浜市財務規則（平成18年長浜市規則第35号）第42条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

長浜市長 浅見 宣義

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地  
長浜弓道協会 会長 金子 佳晴  
滋賀県長浜市内保町1173番地
- 2 指定をした日  
令和8年4月1日
- 3 委託をした日  
令和8年4月1日
- 4 委託期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 5 委託した公金事務に係る歳入の種類  
長浜市民弓道場の使用料
- 6 徴収の方法  
現金による